

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月1日

【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三木 桂一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】 佐井 経堂

【電話番号】 03-5293-3667

【届出の対象とした募集（売
出）内国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】 UBS DCコア戦略ファンド

【届出の対象とした募集（売
出）内国投資信託受益証券の金
額】 当初申込期間：上限 200億円
継続申込期間：上限 5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年7月31日付をもって提出した有価証券届出書（平成27年8月7日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、委託会社およびそのグループ会社（ファンドの関係法人を含みます。）の商号等変更に伴う訂正事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

下線部分_____は本訂正届出書の訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

<訂正前>

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社」、「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

<訂正後>

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるUBSアセット・マネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

委託会社の概況（平成27年5月末日現在）

（略）

2)沿革

平成 8年4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

平成10年4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

平成12年7月 1日 ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成14年4月 8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

（略）

<訂正後>

委託会社の概況（平成27年12月1日現在）

（略）

2)沿革

平成 8年4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

平成10年4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

平成12年7月 1日 ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成14年4月 8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成27年12月1日 UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

（略）

上記の他、原届出書に該当する商号等がある箇所については以下の通り訂正します。

<委託会社の商号>

(訂正前)

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

(訂正後)

UBSアセット・マネジメント株式会社

(訂正前)

UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社

(訂正後)

UBSアセット・マネジメント株式会社

(訂正前)

UBSグローバル・アセット・マネジメント(株)

(訂正後)

UBSアセット・マネジメント(株)

<委託会社のグループ会社（ファンドの関係法人を含みます。）の商号等>

(訂正前)

UBS Global Asset Management (Hong Kong) Ltd

(訂正後)

UBS Asset Management (Hong Kong) Ltd

(訂正前)

UBSグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッド

(訂正後)

UBSアセット・マネジメント(香港)リミテッド

(訂正前)

UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)

(訂正後)

UBS AG, UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)

(訂正前)

UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク

(訂正後)

UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク

(訂正前)

UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

(訂正後)

UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド